

(審査案件第39号～第44号)

答 申 概 要

第1 審査会の結論

平成15年5月9日分の「現地調査」に関する報告書その他その内容がわかる文書は作成されていないとして本件実施機関がこれを公開しなかったこと、及び、情報公開請求対象文書に〇〇〇（土地改良事業）に関する文書を含まないとして本件実施機関がこれを公開しなかったことは、いずれも妥当である。

第2 経過

1 平成15年（2003年）6月26日、異議申立人は、長野県情報公開条例（以下「本件条例」という。）に基づき、長野県諏訪合同庁舎内の全ての部署にある〇〇〇〇〇〇〇〇〇スキー場（以下「本件スキー場」という。）に関する全ての書類について、公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

2 同年8月11日、長野県知事（以下「本件実施機関」という。）は、本件公開請求に対して、一部公開決定（以下「本件決定」という。）を行い、異議申立人に通知した。

3 同年10月10日、異議申立人は、①本件決定通知書の記載方法の是正と、②未公開文書が存在することを前提とする未公開文書の公開を求めて、本件異議申立てを行った。

なお、同年3月24日、本件実施機関は、本件異議申立てのうち、①の申立内容は公開をする際の要望であって行政処分の取消や変更を求めるものではないことから行政不服審査法に基づく行政不服申立てに該当しないとして、却下決定を行っており、当審査会には、②について諮問があった。

第3 異議申立人の主張要旨

1 現地調査実施に係る書類

長野県諏訪地方事務所（以下「地方事務所という。」）では、平成15年5月9日に、本件スキー場の現地調査を実施しているにもかかわらず、関係する文書が全くないというのは理解できない。また、同日以外にも現地調査を実施していることが認められ、これら文書については公開されているが、同日の文書がないというのは、それは報告がないために文書も作成されていないという趣旨か、当該調査が本件スキー場に関係がない

から対象文書にならないという趣旨であるのかが不明である。いずれにせよ、本件スキー場の現地調査を実施したことに係る書類の公開を求める。

2 国土調査に準じる登記、〇〇〇に係る書類

本件スキー場の開発にあたり、〇〇〇町開発公社（以下「町開発公社」という。）は、昭和61年に測量した地区等について、「国土調査に準じる登記」として地積変更等の登記を行い、国土調査法第19条第5項の認証を受けている。地方事務所は、「国土調査に準じる登記」と本件スキー場とは別の問題だとして、本件公開請求に応じないが、地方事務所の認識にかかわらず、両者は関連のあるものと解される。「国土調査に準じる登記」、〇〇〇の関係書類を、本件スキー場に関する書類として、公開することを求める。

第4 実施機関の理由説明の要旨

1 現地調査実施に関する書類について

(1) 本件実施機関では、調査、会議等に出席を命ぜられた者が命令権者にその内容及び結果を報告する場合、本件実施機関では「復命書」と題する文書を作成して行う方法のほか、会議資料自体を回覧する方法、口頭報告を行い書面を作成しない方法もとられている。

(2) 平成15年5月9日には、本件スキー場の現地調査を実施しているが、この調査は、同年4月の人事異動で着任した諏訪地方事務所長（以下「所長」という。）らが、その時点までに提出または作成された図面等を参照しながら、現場を見分することを主眼としたもので、改めて記録すべき事項もなく、かつ、命令権者である所長自身が出席していたことから、報告書類の作成が行われなかったものである。

2 国土調査に準じる登記、〇〇〇に係る書類について

異議申立人が指摘する県の土地改良事業（〇〇〇の改修事業。以下「本件土地改良事業」という。）に関する文書は、地方事務所が管理する公文書として存在しており、同人は、地方事務所土地改良課に対して口頭で、公開されるべき文書として、31筆の同事業用地に関する登記簿（土地）調査表、土地取得内訳書、補償額総括表、土地売買契約書、登記嘱託書、支出負担行為決議書（公図、平明図、用地図を含む）及び「中山間地域総合農地防災事業〇〇〇〇地区財産譲与の「土地関係」」をあげている。

異議申立人は、町開発公社が本件スキー場の開発に伴い行った土地登記手続きの中に、本件土地改良事業の用地として県が取得した土地の合筆登記等が含まれていたこ

とから、本件土地改良事業に関する書類も、本件公開請求の対象文書となるべきだと主張しているものと考えられる。

しかし、本件土地改良事業の工事区域は、本件スキー場の駐車場に隣接しているものの、本件スキー場とは全く関係なく実施されたものであるため、対象文書には該当しない。

第5 審査会の判断理由

1 現地調査実施にかかる文書について

(1) 異議申立人の主張について

異議申立人の主張は、本件実施機関が本件スキー場に関する現地調査を実施しているにもかかわらず、その調査に関する文書が公開されないのは理解できないとした上で、当該調査に関する文書の公開を求めるものである。これに対して、本件実施機関は、5月9日に実施された調査に関する文書の不作成を理由とした不存在を主張するので、まずは、この点について判断をする。

なお、平成15年5月9日以外では、地方事務所林務課が同年4月23日、28日及び5月12日に、地方事務所建築課が平成14年12月6日に現地に赴いていることが認められるが、これらの調査に関する公文書についてはすでに本件決定で公開されている。

(2) 本件文書の存否について

(ア) 「現地調査」の実態と報告文書の存否

本件実施機関の説明によれば、平成15年5月9日に実施された内容は、同年4月の人事異動により着任した所長をはじめ関係各課長が本件スキー場に赴き、異議申立人から出されていた要望等の内容について図面等を参照しながら現地を確認説明したというものである。

かかる実態に照らせば、本件実施機関は理由説明書において「現地調査」という用語を使用して説明しているものの、新たに着任した所長等に対して現地で事情説明をしたというものに過ぎず、むしろ現場説明ないし現場確認というべきものであることが認められる。

そのような場合について、報告書その他これに類する文書を作成しない方法で「現地調査」を終了することに不自然はなく、したがって、報告文書が作成されないことは特段不合理であるとはいえない。

(イ) 復命書等の存否

通常、出張を伴う現地調査では、その報告として復命書が作成されることから、

その存否についても検討する。

復命書は、業務の実施命令者に対しその業務の遂行について報告するために作成されるものであり、本件についてみると、所長は地方事務所の業務に関してその実施を命ずる立場にあり、復命を行う立場にはないことが認められる。したがって、所長が現地へ赴いた本件の現地調査の実態を踏まえると、命令者に対する出張報告として作成される復命書を同行した職員が作成しなかったことに特段不審な点はない。

また、以上の他、本件実施機関において、平成15年5月9日の「現地調査」に関して文書が作成されている事実は認められず、その点について、特に不自然な点は認められない。

(3) 結論

以上の通り、平成15年5月9日分の「現地調査」に関する報告書その他その内容がわかる文書は作成する必要がなく、現に作成されていないことが認められるから、本件実施機関がこれらの文書が存在することを前提とする判断をしなかったことは妥当である。

2 ○○○に関する文書について

(1) 本文書の特定の経緯について

異議申立人は、開示請求書中の「公文書の名称その他の公文書を特定するために必要な事項」欄に、「長野県諏訪合同庁舎内の全ての部署にある、○○○○○○○○スキー場に関する全ての書類」と記載し、本件開示請求を行った。

この記載から、異議申立人が請求対象を「○○○○○○○○スキー場」と特定した上でこれ「に関する」文書の公開を求めたことが明らかであることから、本件スキー場に隣接するものの、それとは異なる事項と認識していた本件実施機関は、本件スキー場に隣接する○○○に関する文書を対象公文書として特定せず、公開しなかったことが認められる。

異議申立人は、これに対して、平成15年10月10日付け異議申立書において、「未開示部分の開示を求める。」との申立てを行った。しかし、本件実施機関としては、保有する本件スキー場に関する全文書を公開したという認識であったことから、異議申立人が指摘する「未開示部分」について釈明を求めた。

これに対して、異議申立人は、平成16年1月27日付け釈明書において、「○○○○○○○○スキー場を開設するにあたり昭和61年に該当地を測量した地区、及びそれに漏れた地区を町開発公社が「国土調査に準じる登記」として地積変更等の登記をし、更に国土調査法第19条第5項に対し○○○○○○○○スキー場開発事業と位置付けし認証を受けています。私はこのことも○○○○スキー場に関する問題と

して、長野県に対して問題解決するよう要請しています。」と主張したことから、実施機関は、異議申立人が「未開示部分」としている文書が〇〇〇に関する文書を指すことをはじめて認識するに至ったことが認められる。

(2) 本件文書の特定の当否について

異議申立人は、上記経緯から、〇〇〇は本件スキー場と隣接地関係にあり、同時期に合筆登記が行われたという経過があったため、両者が一体の事業を成していると認識したものと考えられる。

もとより、請求者は、実施機関がどのような内容の文書をどのような名称で保管しているかを知らず、また公文書の正式名称など公文書を特定する知識を有しないのが通例であるから、請求者による対象文書の特定では実施機関側にとって公文書の特定が曖昧で確定できない場合には、実施機関は請求者のために公文書の特定に必要な協力を行われなければならないというべきである。

しかし、「〇〇〇〇〇〇〇スキー場に関する」という記述は、公開請求対象文書が「〇〇〇〇〇〇〇スキー場に関する」ものであることを明確にしており、本件スキー場事業に関する文書が公開請求の対象になっていることは文言上明らかである。

そして、本件スキー場が町開発公社による開発事業であるのに対して、〇〇〇に関する事業とは、長野県の一行政組織である地方事務所土地改良課が平成7年から同13年まで実施した土地改良事業（中山間地域総合農地防災事業〇〇〇〇地区）の事業用地の取得に関するものであり、両者は事業主体も事業内容もまったく異なるものである。また、対象地としても本件スキー場と〇〇〇とは隣接しているだけで、明確に区別された土地であることが認められる。

このように明らかな違いがあることを前提にすると、本件実施機関が、「〇〇〇〇スキー場に関する」という記述について、異議申立人に対して、本件決定に際して、請求対象文書に〇〇〇を含む趣旨か否かを問わずに、〇〇〇に関する文書を含めない形で本件対象文書を特定し判断したことに瑕疵および不当な点があったとは認められない。

(3) 結論

以上のとおりであるから、対象文書に〇〇〇に関する文書を含まず、開示決定を行った本件実施機関の判断に問題は認められない。

3 まとめ

よって、審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査経過

平成16年(2004年)	3月	日	諮問
	4月19日		審議
平成17年(2005年)	5月9日		実施機関の意見陳述
	6月13日		実施機関の意見陳述
	7月25日		異議申立人の意見陳述
	8月25日		審議
	9月8日		審議
	9月30日		審議
	10月11日		審議
	11月14日		審議終結